

四半期報告書

(第105期第1四半期)

自 平成20年4月1日

至 平成20年6月30日

野村ホールディングス株式会社

(E03752)

第105期第1四半期（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

野村ホールディングス株式会社

目 次

頁

第105期第1四半期 四半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	3
1 【主要な経営指標等の推移】	3
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【経営上の重要な契約等】	5
2 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	24
第4 【提出会社の状況】	25
1 【株式等の状況】	25
2 【株価の推移】	67
3 【役員の状況】	68
第5 【経理の状況】	69
1 【四半期連結財務諸表】	70
2 【その他】	101
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	102

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月14日

【四半期会計期間】 第105期第1四半期
(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

【会社名】 野村ホールディングス株式会社

【英訳名】 Nomura Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長兼CEO 渡部 賢一

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

【電話番号】 03(5255)1000

【事務連絡者氏名】 主計部長 村木 修司

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

【電話番号】 03(3211)1811

【事務連絡者氏名】 主計部長 村木 修司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第105期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第104期
会計期間		自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
収益合計	(百万円)	257,876	1,593,722
収益合計(金融費用控除後)	(百万円)	135,087	787,257
税引前四半期(当期)純損失()	(百万円)	84,264	64,588
四半期(当期)純損失()	(百万円)	76,592	67,847
純資産額	(百万円)	1,945,223	1,988,124
総資産額	(百万円)	25,995,861	26,298,798
1株当たり純資産額	(円)	1,019.19	1,042.60
1株当たり四半期(当期)純損失()	(円)	40.14	35.55
希薄化後1株当たり四半期(当期)純損失()	(円)	40.18	35.57
自己資本比率	(%)	7.5	7.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	465,629	647,906
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	39,186	102,019
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	578,994	942,879
現金および現金同等物の四半期末(期末)残高	(百万円)	603,846	507,236
従業員数	(人)	18,995	18,026

- (注) 1 米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国会計原則」)に基づき記載しております。
 2 「純資産額」および「1株当たり純資産額」の計算に使用される純資産額は米国会計原則に基づく資本合計を使用しております。「自己資本比率」の計算に使用される自己資本は、米国会計原則に基づく資本合計を使用しております。
 3 消費税および地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。
 4 四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期において、提出会社および提出会社の連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体）313社が営む事業の内容に重要な変更はありません。なお、当第1四半期末の持分法適用会社は14社であります。

3 【関係会社の状況】

前期末において特定子会社であった株式会社すかいらーくは、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」の早期適用に伴い、当第1四半期より特定子会社に該当しないこととなりました。

名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
株式会社すかいらーく 2	東京都武蔵野市	百万円 84,134	外食および食品事業	61.6% (61.6%)	役員の兼任...無

- (注) 1 議決権の所有割合の()内は、内数表示の間接所有割合であります。
2 提出会社の連結財務諸表においては、米国公認会計士協会意見書07-1号「投資会社の監査と会計指針の適用範囲の明確化、投資会社の親会社および投資会社への投資に持分法を適用している会社の会計処理」に従い、第104期より公正価値で評価されております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	18,995 [4,622]
---------	------------------

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当第1四半期の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	61
---------	----

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員は雇用しておりません。
2 上記のほか、野村證券株式会社との兼務者が172人おります。

第2 【事業の状況】

1 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

2 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の概況

当第1四半期の収益合計（金融費用控除後）は1,351億円、金融費用以外の費用は2,194億円、税引前四半期純損失は843億円、四半期純損失は766億円となり、その結果、自己資本四半期純利益率（ROE、年率換算）は15.6%のマイナスとなりました。

四半期連結損益計算書における収益合計（金融費用控除後）および金融費用以外の費用の内訳はそれぞれ次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日 (百万円)
委託・投信募集手数料	82,198
(委託手数料)	49,287
(投信募集手数料)	25,811
(その他)	7,100
投資銀行業務手数料	13,407
(引受・募集手数料)	6,815
(M&A・財務コンサルティングフィー)	4,568
(その他)	2,024
アセットマネジメント業務手数料	42,779
(アセットマネジメントフィー)	38,485
(その他)	4,294
トレーディング損益	10,515
(マーチャント・バンキング)	69
(エクイティ・トレーディング)	33,267
(債券等トレーディング)	22,683
プライベート・エクイティ投資関連損益	37,663
純金融収益	4,832
投資持分証券関連損益	964
その他	27,719
収益合計（金融費用控除後）	135,087

	当第1四半期連結累計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日 (百万円)
人件費	87,910
支払手数料	18,634
情報・通信関連費用	33,359
不動産関係費	15,868
事業促進費用	7,032
その他	56,548
金融費用以外の費用計	219,351

事業別セグメント情報

事業別セグメントにおける業績は次のとおりです。なお、合算セグメント情報と、四半期連結損益計算書における収益合計（金融費用控除後）および税引前四半期純損失との調整計算につきましては、「四半期連結財務諸表注記10 セグメント情報および地域別情報」をご参照ください。

収益合計（金融費用控除後）

	当第1四半期連結累計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日 (百万円)
国内営業部門	85,809
グローバル・マーケット部門	10,970
グローバル・インベストメント・バンキング部門	28,986
グローバル・マーチャント・バンキング部門	37,009
アセット・マネジメント部門	21,757
その他（消去分を含む）	23,901
計	134,414

金融費用以外の費用

	当第1四半期連結累計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日 (百万円)
国内営業部門	69,630
グローバル・マーケット部門	72,589
グローバル・インベストメント・バンキング部門	16,411
グローバル・マーチャント・バンキング部門	2,357
アセット・マネジメント部門	14,189
その他（消去分を含む）	44,175
計	219,351

税引前四半期純利益（損失）

	当第1四半期連結累計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日 (百万円)
国内営業部門	16,179
グローバル・マーケット部門	61,619
グローバル・インベストメント・バンキング部門	12,575
グローバル・マーチャント・バンキング部門	39,366
アセット・マネジメント部門	7,568
その他（消去分を含む）	20,274
計	84,937

国内営業部門

収益合計（金融費用控除後）は858億円、金融費用以外の費用は696億円、税引前四半期純利益は162億円となりました。厳しい相場環境が続く中、顧客ニーズに沿った新規設定投信等が好調に推移したため、投資信託関連収益の増加が収益に寄与しました。平成20年6月末の国内預かり資産残高*は75.8兆円、資産純増は1兆661億円、残あり顧客口座数は421万口座となり、顧客基盤拡大は継続しています。

*国内預かり資産 = 国内営業部門顧客資産（地域金融機関を含む）とファイナンシャル・マネジメント本部顧客資産の合計

グローバル・マーケット部門

収益合計（金融費用控除後）は110億円、金融費用以外の費用は726億円、税引前四半期純損失は616億円となりました。フィクスト・インカムでは、米国を中心とした信用収縮・景気後退懸念が沈静化せず、モノライン（金融保証会社）の信用状況が悪化したことを受けて、モノラインとの取引において評価見直し等により大幅な損失を計上しました。エクイティでは、不安定な株式相場が継続する環境ではありますが、国内株式のトレーディング収益の回復等により収益水準は向上しました。

グローバル・インベストメント・バンキング部門

収益合計（金融費用控除後）は290億円、金融費用以外の費用は164億円、税引前四半期純利益は126億円となりました。当第1四半期は、不安定な株式相場や季節要因を背景にマーケット全体のエクイティ・ファイナンスの金額は低迷しましたが、平成20年上半期の「グローバル 株式・株式関連 - 日本」リーグテーブル*で1位を獲得しました。M&Aでは、第一三共によるインド製薬大手Ranbaxy Laboratoriesの株式取得においてファイナンシャル・アドバイザーを務めたこと等により、平成20年上半期の「日本企業が関わるアドバイザー・ランキング」リーグテーブル*で1位を獲得しました。なお、IPB訴訟についてチェコ政府と和解した結果、関連する利益約194億円を計上しております。

*出所: トムソン・ロイター

グローバル・マーチャント・バンキング部門

収益合計（金融費用控除後）は370億円のマイナス、金融費用以外の費用は24億円、税引前四半期純損失は394億円となりました。当第1四半期は、一部投資先企業に係る公正価値評価に伴い、評価損を計上しました。新規投資案件としては、足利銀行の親会社となる足利ホールディングスへの出資を実施し、当該株式の45.5%を取得しております。

アセット・マネジメント部門

収益合計（金融費用控除後）は218億円、金融費用以外の費用は142億円、税引前四半期純利益は76億円となりました。当第1四半期は、前四半期の一時的な損失要因がなくなったことに加え、運用資産残高の拡大により収益が増加しました。「野村通貨選択型日本好配当株投信」「野村日本割安好配当株投資0805」など新規設定投信の販売

が好調だったほか、「野村新世界高金利通貨投信」の販売も堅調に推移し、6月末の運用資産残高は27.2兆円となりました。

その他の業績

その他の業績には、経済的ヘッジ取引に関連するトレーディング損益、投資持分証券の実現損益、関連会社利益の持分額、本社勘定、その他の財務調整が含まれております。当第1四半期のその他の業績の収益合計（金融費用控除後）は239億円、税引前四半期純損失は203億円となりました。

地域別情報

地域別の収益合計（金融費用控除後）および税引前四半期純損失については、「四半期連結財務諸表注記10 セグメント情報および地域別情報」をご参照ください。

キャッシュ・フロー

「(5)流動性資金調達の管理」をご参照ください。

(2) 投資・金融サービス業務に付随する主要な資産負債等の状況

1) 一定の金融商品および取引先に対するエクスポージャー

厳しい市場環境は、当社(以下、提出会社および財務上の支配を保持する事業体を合わせて「当社」)が一定のエクスポージャーを有する証券化商品やレバレッジド・ファイナンスを含め、様々な金融商品に影響を与え続けています。また、当社は通常の業務においても、特別目的事業体やモノライン(金融保証会社)などの取引先に対し、一定のエクスポージャーを有しております。

証券化商品

当社の証券化商品に対するエクスポージャーには、主に、商業用不動産ローン担保証券(CMBS)、住宅不動産ローン担保証券(RMBS)、商業用不動産担保証券などが含まれます。当社は、証券化ビジネス、ファイナンス、トレーディング、その他の業務に関連して、このような証券化商品を保有しています。次の表は、平成20年6月30日現在における当社の証券化商品に対する原資産の地域別のエクスポージャーを表しています。

	(単位：百万円)				
	日本	アジア	ヨーロッパ	アメリカ	合計
商業用不動産ローン担保証券(CMBS)	12,008			20,686	32,694
住宅不動産ローン担保証券(RMBS)	43,424				43,424
商業用不動産担保証券	50,133				50,133
その他証券化商品	49,132	2,956	7,418	4,277	63,783
合計	154,697	2,956	7,418	24,963	190,034

(1) 上記金額には、当社が行った金融資産の譲渡について、財務会計基準書第140号「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理」(以下「基準書第140号」)により、会計上は売却ではなく担保付金融取引として取り扱われ、当社が継続的に経済的なエクスポージャーを有していないものは含まれておりません。

(2) 平成20年6月30日現在、米国におけるCMBS関連ビジネスのエクスポージャーは、ホールローン(コミットメント含む)の131,446百万円です。

次の表は、平成20年6月30日現在における当社の商業用不動産ローン担保証券(CMBS)に対する外部格付別および原資産の地域別のエクスポージャーを表しています。

	(単位：百万円)				
	AAA	A	無格付	ジニーメ イ・GSE (1)	合計
日本	6,376	299	5,333		12,008
アメリカ	6,848	5,833		8,005	20,686
合計	13,224	6,132	5,333	8,005	32,694

(1) ジニーメは、Government National Mortgage Associationの略。

GSEは、Government Sponsored Enterprises の略。

- (2) 格付は、平成20年6月30日現在のStandard & Poor's, Moody's Investors Service, Fitch Ratings Ltd, 株式会社日本格付研究所、株式会社格付投資情報センターによる格付のうち、最も低い格付を使用しております。

レバレッジド・ファイナンス

当社は、顧客にレバレッジド・バイアウト、レバレッジド・バイインにかかる貸付金を提供しています。通常このような資金提供はコミットメントを通じて行われることが多く、当社は実行済および未実行コミットメントの双方においてエクスポージャーを有しております。次の表は、平成20年6月30日現在における当社のレバレッジド・ファイナンスに対する対象企業の地域別のエクスポージャーを表しております。

(単位：百万円)

	実行済残高	未実行 コミットメント残 高	合計
日本	38,326	1,895	40,221
ヨーロッパ	113,044	6,012	119,056
合計	151,370	7,907	159,277

特別目的事業体

通常の業務において、当社は、特別目的事業体（会社、パートナーシップ、ファンド、信託、または、限定された特定の目的を履行するために設定されたその他の法的事業体）と様々な関与があります。当社は、これらの事業体を設立または発起したり、第三者によって設立または発起された事業体と取引を行います。

当社の将来における財政状態および業績に影響を与える可能性のある特別目的事業体は、通常、財務会計基準審議会注釈書第46号改訂「変動持分事業体の連結」に定義される要件を満たす変動持分事業体、または、基準書第140号に定義される要件を満たす適格特別目的事業体に該当します。

変動持分事業体との関与に関するより詳しい説明は、「四半期連結財務諸表注記4 変動持分事業体」をご参照ください。

次の表は、当社の平成20年6月30日現在における、連結変動持分事業体からのエクスポージャー、重要な非連結変動持分事業体に対するエクスポージャー、非連結特別目的事業体に対するエクスポージャーを表しています。当社は、最大損失のエクスポージャーは四半期連結貸借対照表またはコミットメントおよび債務保証にかかる注記に反映されている以下の金額に限定されると考えております。なお、最大損失のエクスポージャーは、不利な環境変化から実際に発生すると見積もられる損失額を表したもので、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したものではありません。

(単位：百万円)

	連結変動持分 事業体からの エクスポージャー	重要な非連結変動持 分事業体に対する エクスポージャー	非連結特別目的 事業体に対する エクスポージャー	合計
トレーディング資産：				
持分証券および転換社債	183,934			183,934
政府および政府系機関債	1,087			1,087
銀行および事業会社の負債証券	7,572		43,635	51,207
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	60,600	232,641		293,241
受益証券等			9,026	9,026
デリバティブ取引(1)	77		1,770	1,693
建物、土地、器具備品および設備	51,184			51,184
その他	1,806	45,255		47,061
貸出コミットメント、スタンドバイ信用 状およびその他の債務保証		23,774		23,774

(1) 四半期連結貸借対照表に計上されているデリバティブの残高を示しております。連結変動持分事業体からのエクスポージャーに含まれるデリバティブ取引の想定元本は5,124百万円、非連結特別目的事業体に対するエクスポージャーに含まれるデリバティブ取引の想定元本は51,087百万円です。

モノライン（金融保証会社）

当社は、欧州グローバル・マーケット部門において、様々なモノラインに対し、主に一定の投資に対するヘッジとして行うデリバティブ取引から生じるエクスポージャーを有しております。

現在の金融市場環境は、これらの取引におけるモノラインの履行能力に影響を及ぼし続けております。当第1四半期において、当社は、モノラインに対するエクスポージャーに対し、631億円の追加的な評価見直し等による損失を計上いたしました。

次の表は、平成20年6月30日現在の欧州グローバル・マーケット部門で行っているデリバティブ取引から生じるモノラインに対するエクスポージャーを外部格付別に表しています。

（単位：百万米ドル）

格付(1)	想定元本(2)	グロス	カウンターパーティー	ネット	CDSプロテクション(4)
		エクスポージャー(3)	リスクリザーブおよび その他の調整	エクスポージャー	
AAA	1,587	131	20	111	11
A	1,518	183	120	63	146
Total	3,105	314	140	174	157

上記以外

（全額引当処理済）

3,323	882	882	258
-------	-----	-----	-----

- (1) 平成20年6月30日現在のStandard & Poor'sまたはMoody's Investors Serviceによる格付のうち、いずれか低い格付によっております。
- (2) クレジットデリバティブ契約の想定元本を表しています。なお、米国RMBSを参照資産としたエクスポージャーはありません。
- (3) カウンターパーティーリスクリザーブおよびその他の調整前の公正価値の見積額を表しています。
- (4) モノラインを対象としたCDSプロテクションの想定元本から公正価値の見積額を控除した金額を表しています。

上記のデリバティブ契約におけるエクスポージャーに加え、当社は582百万ドルのモノラインによって保証された負債証券を保有しており、その多くは公共事業債です。これらの帳簿価格に含まれる保証部分の公正価値は、重要なものではありません。

2) 金融商品の公正価値

当社の持つ金融資産および負債は、多くの場合、常に公正価値で計上されます。毎期経常的に公正価値評価される金融資産は、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資、貸付金および受取債権、ならびにその他の資産に計上され、毎期経常的に公正価値評価される金融負債は、トレーディング負債、短期借入、ならびに長期借入に計上されます。この中には、米国公認会計士協会意見書07-1号「投資会社の監査と会計指針の適用範囲の明確化、投資会社の親会社および投資会社への投資に持分法を適用している会社の会計処理」のもと投資会社会計を適用している投資、財務会計基準書第159号「財務会計基準書第115号の改定を含む金融資産および金融負債のための公正価値オプション」（以下「基準書第159号」）および、財務会計基準書第155号「一定の複合金融商品に関する会計処理」（以下「基準書第155号」）のもとで公正価値オプションを選択した金融資産負債が含まれています。

財務会計基準書第157号「公正価値測定」（以下「基準書第157号」）の規定により、公正価値で測定された全ての金融商品はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。

各レベルの分類方法

レベル1

測定日において、当社が取引可能な活発な市場における(未調整の)取引価格が個別に存在する場合はレベル1に分類されます。たとえば、東京証券取引所第一部に上場している株式や、日本国債などが該当します。

レベル2

レベル1に属さない直接的に観察可能な市場における個別商品の取引価格、または観察可能な市場価格から間接的に導出される価格がある場合は、レベル2に分類されます。個別商品が特定の期間（償還期限または契約期間など）を持つ場合には、その期間の全てにわたって観察可能な市場価格が存在することが必要です。観察可能な数値を用いる評価方法には、短期変動金利と固定金利を交換する金利スワップなどがあります。

レベル3

市場で観察可能でない数値を用いて評価する場合はレベル3に分類されます。市場で観察可能でない数値は、利用可能な全ての情報から他の市場参加者が通常考慮すると推定される仮定(リスクに関する仮定も含む)を用いて会社独自に推定しております。こうした市場で観察可能でない数値が評価額に与える影響が僅少でない場合はレベル3に分類されます。こうした仮定には、たとえば市場で観測可能な年限の数値から長期の為替ボラティリティのように市場で観測不能な年限の数値を推定する方法や、個別のローンの評価に使用される信用プレミアムを推定する方法などが含まれております。

各金融商品は、公正価値算定にあたり重要な指標のうち最も低いレベルによって分類されます。デリバティブの公正価値がレベル1の指標、レベル2の指標ならびにレベル3の指標を使用して算定されている場合は、レベル3の指標に重要性がある場合にはレベル3に分類されます。

以下の表は、レベル別に分類された資産・負債の期末残高を勘定別に表しております。

(単位：十億円)

当第1四半期連結会計期間末

(平成20年6月30日)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保との 相殺 (1)	平成20年 6月30日 現在残高
資産：					
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資					
エクイティ投資 (含むプライベート・エクイティ)	744	733	882		2,359
負債証券および貸付金	6,306	1,981	845		9,132
受益証券等	39	47	19		105
デリバティブ取引	19	7,383	713	7,164	951
貸付金および受取債権(2)		26	15		41
その他の資産(3)	322	61	63		446
合計	7,430	10,231	2,537	7,164	13,034
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ投資	1,078	310	0		1,388
負債証券	3,093	201			3,294
受益証券等	0				0
デリバティブ取引	30	7,437	680	7,346	801
短期借入(4)		16	2		18
長期借入(4)(5)(6)	36	536	2		570
合計	4,237	8,500	680	7,346	6,071

- (1) 財務会計基準審議会注釈書第39号「特定の契約に関連した純額処理」に適合するデリバティブ資産および負債の取引相手毎の相殺額および同注釈書39号の解釈書1「財務会計基準審議会注釈書第39号の修正」に適合するデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) 基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権を含んでおります。
- (3) 基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していた関連会社に対する投資を含んでおります。
- (4) 基準書第155号または基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択した仕組債を含んでおります。
- (5) 基準書第140号の規定上譲渡に該当しない担保付金融取引に伴う負債を含んでおり、当該負債について基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択しております。
- (6) 財務会計基準書第133号「デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する会計処理」のもとで区分処理されている仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、当社にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が長期借入から控除されております。

レベル3 資産負債

レベル3に分類された商品の主な内容と残高は以下の通りです。

エクイティ投資には、389十億円のプライベートエクティ投資が含まれております。非上場企業に対する投資は、レベル3に分類されます。また、エクイティ投資には、ヘッジファンド投資を通じて保有する在庫が338十億円含まれております。当社はこの在庫にリンクする仕組債を発行するビジネスなどを行っております。

負債証券および貸付金には、128十億円の一般企業向け貸付債権や424十億円のモーゲージ証券およびモーゲージローンが含まれております。また流動性が劣り、モデルを使用して評価している一部の債券が含まれます。デリバティブ取引は相手先毎の資産負債をネットする前の状態で集計しております。

以下の表はレベル3に分類された資産の額から、デリバティブ取引の負債に計上されたレベル3の金額を控除した正味のレベル3資産の、公正価値評価されている資産合計（デリバティブ取引は純額）に対する比率を示しております。

(単位：十億円)
 当第1四半期連結会計期間末
 (平成20年6月30日)

レベル3資産	2,537
控除：レベル3デリバティブ取引（負債）	680
レベル3資産（デリバティブ資産負債相殺後）	<u>1,857</u>
公正価値評価資産合計	20,198
控除：デリバティブ取引（負債）	8,147
公正価値評価資産合計（デリバティブ資産負債相殺後）	<u>12,051</u>

レベル3資産の公正価値評価資産合計に対する比率（デリバティブ資産負債相殺後） 15%

(3) トレーディング業務の概要

トレーディング目的資産負債

トレーディング目的資産および負債の内訳については、「四半期連結財務諸表注記3 金融商品の時価」をご参照ください。

トレーディングのリスク管理

当社はトレーディング業務におけるマーケットリスクの測定方法として、バリュアットリスク (VaR) を採用しております。

1) VaRの前提

- ・信頼水準：2.33標準偏差 片側99%
- ・保有期間：1日
- ・商品間の価格変動の相関を考慮

2) VaRの実績

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) (億円)
株式関連	33
金利関連	37
為替関連	48
小計	118
分散効果	55
バリュアットリスク (VaR)	63

	当第1四半期連結累計期間 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日		
	最大値(億円)	最小値(億円)	平均値(億円)
バリュアットリスク (VaR)	106	61	85

(4) リスクについての定性的開示

1) 当社のリスク管理

当社のビジネス活動は内在的にさまざまなリスクに晒されています。当社はこれらのリスクを管理することが財務の健全性を確保することおよび企業価値の維持・拡大に資する最も重要な責務と考えています。当社のリスクマネジメント・フレームワークおよびガバナンスはこれらのリスクを総合的にコントロール、モニタリング、報告できるように構築されています。

なお、当社は「業務の適正を確保するための体制」を取締役会において制定し、その中で「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を定めています。当社はこの体制に則りリスク管理の高度化、リスク管理の強化・整備に継続的に取り組んでいます。

2) リスク管理体制

ガバナンス

当社では、適切な財務的経営資源の配賦およびリスク管理を行うために業務部門から組織的に独立した財務的経営資源およびリスク管理を行う部署（主計部、グループ財務部、グループ資金部、グループ・リスク・マネジメント部）を置いています。同部署は経営会議および現在財務担当執行役が兼任しているリスク・マネジメント担当執行役のリスク管理の統括機能を補佐し、リスク管理体制の整備の実務にあたるとともに、各種リスクを統括管理します。ここでいう統括管理とは、グループ全体のリスク管理の枠組みを構築し、グループ全体への浸透・定着を図り、リスク管理が適切に行われているかモニタリングを行うことおよびグループ全体のリスクの計測・分析を行うことを指します。具体的には各種規程の策定と整備を行い、フロント部門に対してはリスク管理に必要な情報を集め、リスク管理手法に準拠したリスク管理を実施しています。また、経営者に対してはリスクの現況と分析結果を報告します。これらのプロセスに関しては、インターナル・オーディットによる定期的な監査が行われています。

上記の体制に加え、パーゼルの規制対象となるリスクを含む重要なリスクに関する事項、野村グループの負債構造および資本政策に関する事項、およびリスク管理に係る重要な規程の制定、改廃を目的として、経営会議の下に「統合リスク管理会議」（Risk Management Committee）を設置しています。さらに、野村グループのマーケット・リスクおよびクレジット・リスク管理における重要性の高いポジションおよび個別の事案に関する事項、および野村グループにおけるリスク集中の管理および戦略的なリスク配置に係る事項を目的として、統合リスク管理会議の下に、「リスク審査委員会」（Risk Management Sub Committee）を設けています。

リスクの定義および分類

リスクは、業務において損失を生じせしめ資本を毀損する可能性、および業務運営の質（効率性・有効性）が低下することにより当初想定した結果や期待した水準に到達しない可能性と定義します。当社はリスクをポートフォリオ・リスク（保有するポートフォリオ資産の価値が種々の要因で変動、消失し損失を被るリスク）とノン・ポートフォリオ・リスクに分類しています。ポートフォリオ・リスクには市場リスク、信用リスク、プライベート・エクイティ・リスク等があります。また、ノン・ポートフォリオ・リスクはオペレーショナルリスクとビジネス・リスクから成ります。さらに、ポートフォリオ・リスクはトレーディングに基づくリスクとトレーディング以外のり

スクに分類しています。

当社は各リスク単位での管理に加え、これらリスクをエコノミック・キャピタルとして把握・評価しています。

リスク・コントロール

当社は、各地域のフロント・オフィスでダイナミックなリスク管理を行っています。これら部門が市場状況の変化や各地域のビジネス・ニーズに迅速且つ柔軟に対応するのに最も良い立場にあります。このようにリスクを管理することは、当社グループのキャピタル・アロケーションの枠組みであるエコノミック・キャピタルのリミット/ガイドライン運用と整合しています。この枠組みは、上位のエコノミック・キャピタルと下位のVaRや個別ビジネスラインに適切な別のリスク指標がリンクする仕組みになっています。エコノミック・キャピタル・ガイドラインはビジネス部門の中核ビジネスに設定します。また、あらかじめ規定された権限にトレーディング活動を収めるようリスク・リミットも設定します。

財務的経営資源の管理およびリスク・マネジメント部署は、リスク・コントロール・リミット、クレジットライン、カントリー・リミット、規制資本リミット、無担保資金調達リミット（UFリミット）等のリミットを設定し、モニタリングしています。また、リスク・マネジメント部署は経営者に対してリスクの状況を報告しています。

(5) 流動性資金調達の管理

流動性の管理

概況

金融セクターにある他の企業同様、当社にとっても流動性の管理は非常に重要です。当社では、流動性リスクを返済期限が到来したときに財務上の義務を果たせない潜在的な可能性と定義しております。当社は、ストレス下においても適切な流動性を維持するように努めております。当社の資金流動性管理は、危機発生等により最長1年間にわたり無担保による新規資金調達または再調達が困難な場合においても、保有トレーディング資産を維持しつつ業務を継続することができる十分な資金流動性を常に確保することをその基本方針としております。

当社は、主な流動性維持の目的を満たすために、流動性管理規程を定めております。これらには、(1)適正な負債期間構造の維持、(2)資金調達ソースの分散、(3)無担保調達資金の管理、(4)流動性ポートフォリオの維持、(5)コミットメント・ファシリティの維持、(6)非常時の資金調達プランの維持およびテストに関することが含まれております。

1) 適正な負債期間構造の維持：当社は金融市場の環境変化等に起因して1年程度の期間にわたり新たな無担保調達が行えない場合であっても、トレーディング資産等の売却を迫られることなく業務継続を可能としています。長期性資金必要額は、以下の要件を組み込んだ内部モデルに基づいて算出しております。

(i) レポ契約や証券貸付取引等における当該資産の担保価値。長期性資金必要額は、ストレスシナリオ下で、資産を担保にした借入の保守的な見積もりにより、計算されています。

(ii) のれん、認識可能無形固定資産、有形固定資産およびその他固定資産。

(iii) 当社信用格付けが2ノッチ格下げされた場合のデリバティブ取引に係る契約上の追加的な担保要請。加えて、ほかの契約に関連した担保未提供資産もまた、長期流動性によって資金手当てを受けております。

(iv) 支払要求の可能性を反映した当社が第三者に提供するコミットメント契約の額。

(v) 当社規制対象関連会社の規制資本等を維持するために必要となる金額。

当社の内部モデルは、グループ会社間の自由な資金移動に影響を及ぼすかもしれない法規制、税制等を考慮に入れて計算されています。

2) 資金調達ソースの分散：当社は、無担保調達資金の借換えリスクを低減させるために資金調達を行う市場および手段を分散しております。当社は、プロダクト別、投資家別、マーケット別に、調達ソースおよび返済期限の分散をしております。また当社は、調達通貨の分散にも努めております。

3) 無担保調達資金の管理：当社は、すべての無担保調達資金を一元的に管理しており、その使用に関して、内部で上限を設けております。この上限は、経営会議で設定され、使用状況は、グローバルトレジャリー部門でモニタ

リングされております。

4) 流動性ポートフォリオの維持：当社の流動性資金の円滑な利用を確保するために、当社およびグループ会社において、現金および極めて流動性の高い証券で構成されるポートフォリオを維持しております。これらは、潜在的資金需要に備えるために、利用可能な流動性資金を確保するためのものです。流動性ポートフォリオに加えて、当社は、流動性を補完させるために担保に供することが可能な担保未提供資産を保有しております。当社の流動性ポートフォリオは、以下の資金需要を考慮に入れております。

- (i) 既存の借入金の返済期日や発行済み社債の償還期日（1年以内）
- (ii) 発行済み社債の買い取りの可能性
- (iii 流動性の低い資産の資金手当てのための担保付資金調達ラインの想定以上の喪失
)
- (iv) 通常の事業環境下での運転資金需要の変化
- (v) ストレス時の現金および担保流出

5) コミットメント・ファシリティの維持：流動性ポートフォリオに加えて、当社は、緊急時の資金調達の一助とするために、グローバルに業務を展開する銀行との間で、一定量の未使用コミットメント・ファシリティを維持しています。

6) 非常時の資金調達プランの維持およびテスト：当社は、詳細にわたるコンティンジェンシー・ファンディング・プラン(CFP)を持っております。この中で、リクイディティイベントの範囲の分析と特定方法を記載しております。その上で、当社特有の或いはマーケット全体の影響の可能性を見積もることや、リスクを低下させるために即座にとられるべき対応を特定しております。CFPは、キーとなる内部および外部の連絡先やどの情報を知らせるかを示すプロセスの詳細をリスト化しております。また、当社が規制上、法的、或いは税務上の制限によって、グループ会社レベルにおける資金へのアクセスができなくなったことを想定し、グループ会社レベルで、個別の資金需要に応えうように作られております。なお、当社は、定期的に様々なマーケットや当社特有のイベントに対して本CFPの有効性をテストしております。

キャッシュ・フロー

現金および現金同等物の平成20年6月30日現在の残高は、前期末と比較し966億円増加しました。営業活動によるキャッシュ・フローは、トレーディング関連残高（資産・負債の純額）の増加等により、4,656億円の減少となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、トレーディング目的以外の負債証券の増加（純額）等により、392億円の減少となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、借入の増加等により、5,790億円の増加となりました。

四半期連結貸借対照表および財務レバレッジ

当社の平成20年6月30日現在における資産合計は、担保付契約ならびに受取債権が減少したこと等により、前期末比3,029億円減少し、25兆9,959億円となりました。また、負債合計は、担保付調達の減少等により、前期末比2,600億円減少し、24兆506億円となりました。資本合計は、利益剰余金の減少等により、前期末比429億円減少の1兆9,452億円となりました。

当社の平成20年6月30日現在における株主資本は、1兆9,452億円でした。この結果、平成20年6月30日現在における当社の財務レバレッジは、13.4倍となりました。以下のテーブルは、当社の株主資本、総資産、調整後総資産および財務レバレッジの状況を示しています。

(単位:十億円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)
株主資本	1,945.2
総資産	25,995.9
調整後総資産(1)	17,299.6
レバレッジ・レシオ(2)	13.4倍
調整後レバレッジ・レシオ(3)	8.9倍

(1) 調整後総資産は、総資産の額から売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金の額を控除したものととなります。

(2) レバレッジ・レシオは、総資産の額を株主資本の額で除して得られる比率です。

(3) 調整後レバレッジ・レシオは、調整後総資産の額を株主資本の額で除して得られる比率です。

(6) 対処すべき課題

当第1四半期において、対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、会社の経営方針の決定を支配することが可能な量の株式を保有する株主についての基本的な対処方針に関して、当社は、そのような量の株式を保有しようとする者を許容するか否かは最終的には株主の判断に委ねられるべきものと考えております。したがって、新株予約権をあらかじめ発行する防衛策（ライツプラン）等のいわゆる買収防衛策の導入は現時点では予定しておりません。

当社は、「グローバルな競争力を備えた金融サービスグループ」として確固たる地位を築くことを経営目標とし、従来の証券業の枠にとらわれることなく、ビジネスの領域を拡げ、業容を拡大させながら、更なる成長と株主価値の向上を目指しております。投資の裾野を広げることは当社の経営目標を達成する上で重要であり、多くの方々へ当社を知っていただき、株主となっていただくことも経営目標の達成に資するものであると考えております。そのため、当社は東京証券取引所をはじめとする国内証券取引所に株式を上場しているほか、ニューヨーク証券取引所への上場、単元株数の引き下げ、四半期配当の導入等の施策を実施してまいりました。

このような中で、当社の企業価値・株主共同の利益にとって不適切な者により当社の買収が試みられようとした場合には、多くの株主または投資家にとって好ましくない結果がもたらされることを防止する必要があるため、当社取締役会は株主・投資家から負託された者の責務として適切な措置をとります。その場合には、社内に設置した「企業価値向上委員会」が買収提案等に関して調査・検討を行い、当社社外取締役で構成する検討会議に諮った後、取締役会における十分な審議を経て、企業価値・株主共同の利益の観点から株主にとっての最善策について結論を出すことといたします。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,965,919,860	1,965,919,860	東京証券取引所(注2) 大阪証券取引所(注2) 名古屋証券取引所(注2) シンガポール証券取引所 ニューヨーク証券取引所	
計	1,965,919,860	1,965,919,860		

(注) 1 提出日(平成20年8月14日)現在の発行数には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

2 各市場第一部

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

株主総会の特別決議日（平成14年6月26日） 第1回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数(個)	1,166(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,166,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり 1,788円
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,788円 資本組入額 894円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、監査役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は監査役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の生命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使時点で次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 3 執行役については取締役準じて取り扱うことといたします。

株主総会の特別決議日（平成15年6月26日） 第2回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,230(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,230,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり 1,614円
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,614円 資本組入額 807円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の生命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使時点で次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成15年6月26日） 第3回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数(個)	253(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	253,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成18年6月5日～平成23年6月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の生命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日） 第4回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数(個)	1,250(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,250,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,602円
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,602円 資本組入額 801円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の生命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{1株当たり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日） 第5回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	189(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	189,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年4月26日～平成24年4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の生命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{1株当たり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日） 第6回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数(個)	464(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	464,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年6月4日～平成24年6月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の生命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{1株当たり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日） 第7回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数(個)	430(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	43,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年7月26日～平成24年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の生命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日） 第8回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数(個)	15,263(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,526,300
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,405円
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成24年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,405円 資本組入額 703円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の生命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日） 第9回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	9,642(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	964,200
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年4月25日～平成25年4月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日） 第10回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数(個)	8,753(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	875,300
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年6月13日～平成25年6月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,053円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の生命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第11回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数(個)	18,040(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,804,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり2,194円
新株予約権の行使期間	平成20年7月7日～平成25年7月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,194円 資本組入額 1,340円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人（以下、この四者を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること。ただし、次のアおよびイに掲げる者が当該アおよびイに定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った場合には、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役、執行役又は監査役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の使用人 当社又は当社の子会社の社命による転籍、定年退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者について、行使時点で次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。
- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{1 株当たり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第12回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数(個)	160(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年10月11日～平成25年10月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,105円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人（以下、この四者を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること。ただし、次のアおよびイに掲げる者が当該アおよびイに定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った場合には、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役、執行役又は監査役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の使用人 当社又は当社の子会社の社命による転籍、定年退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第13回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数(個)	40,621(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,062,100
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年4月26日～平成26年4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,165円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）（以下、取締役、執行役および監査役を併せて「役員」といい、役員および使用人を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・社員を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p> <p>ウ 当社の海外子会社の役員・社員（当社又は当社の国内子会社の役員・社員を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）アおよびイに掲げる事由。ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p>

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第13回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。 ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合 イ その他アに準ずる事由のある場合 3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第14回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数(個)	12,039(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,203,900
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年6月22日～平成26年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,278円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という。）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p> <p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）アおよびイに掲げる事由。ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p>

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第14回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。 ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合 イ その他アに準ずる事由のある場合 3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第15回新株予約権	
	第1 四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,130(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	113,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり2,374円
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～平成26年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,374円 資本組入額 1,436円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という。）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p> <p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）アおよびイに掲げる事由。ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p>

第15回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権者について、行使時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。 ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合 イ その他アに準ずる事由のある場合 3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{1 株当たり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第16回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	18,880(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,888,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり2,374円
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～平成26年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,374円 資本組入額 1,436円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という。）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p> <p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）アおよびイに掲げる事由。ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p>

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第16回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権者について、行使時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。 ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合 イ その他アに準ずる事由のある場合 3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{1 株当たり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第17回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数(個)	25,673(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,567,300
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～平成26年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,105円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という。）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p> <p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）アおよびイに掲げる事由。ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p>

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第17回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の行使の条件	<p>(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第18回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数(個)	2,074(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	207,400
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年10月20日～平成26年10月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 972円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という。）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p> <p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）アおよびイに掲げる事由。ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p>

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第18回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。 ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合 イ その他アに準ずる事由のある場合 3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第19回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数(個)	65,680(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,568,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年4月24日～平成27年4月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 806円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という。）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p> <p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）アおよびイに掲げる事由。ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p>

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第19回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の行使の条件	<p>(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第20回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,523(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	152,300
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年6月24日～平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 819円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式(議決権のあるものに限る。)又は持分の100分の50を超える数の株式(議決権のあるものに限る。)又は持分を直接又は間接に保有する会社(以下、「当社の子会社」という。)の取締役、執行役、監査役および海外でこれらに準ずる者(以下総称して「役員」という。)又は使用人(参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー(SEO)を含む。以下同じ。)たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員(海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。) 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人(当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。) 定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇(整理解雇)、雇止め、その他これらに準ずる事由</p> <p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人(当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。) アおよびイに掲げる事由。ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p>

第20回新株予約権	
	第1 四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。 ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合 イ その他アに準ずる事由のある場合 3 . 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2 . (1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権 1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第21回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数(個)	7,777(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	777,700
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年6月24日～平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 819円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という。）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p> <p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）アおよびイに掲げる事由。ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p>

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第21回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の行使の条件	<p>(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年6月30日		1,965,919,860		182,799,789		112,504,265

(5) 【大株主の状況】

平成20年6月30日現在の株主名簿により、平成20年3月31日に大株主であった資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）および住友信託銀行株式会社（信託B口）は大株主でなくなり、以下のザチエースマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウントおよびオーディー05オムニバスチャイナトリートイ808150が大株主になったことが判明しました。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ザチエースマンハッタンバンク エヌエイロンドンエスエルオム ニバスアカウント (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行)	英国ロンドン コールマンストリート ウールゲートハウス (東京都中央区日本橋兜町6-7)	22,637	1.15
オーディー05オムニバスチャイ ナトリートイ808150 (常任代理人 株式会社三井住友 銀行)	オーストラリア ニューサウスウェールズ州、シドニー ピットストリート338 (東京都千代田区丸の内1丁目3-2)	19,322	0.98

当第1四半期において、平成20年6月4日付でフィデリティ投信株式会社および同社グループ1社から提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成20年5月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成20年6月30日における実質所有株式数が確認できません。なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラ スタワー	70,113	3.56
エフエムアール エルエルシー	米国 マサチューセッツ州ボストン、デヴ オンシャー・ストリート82	49,902	2.54
計		120,016	6.10

当第1四半期において、平成20年6月16日付でパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社および同社グループ3社から提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成20年6月9日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成20年6月30日における実質所有株式数が確認できません。なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社	東京都渋谷区広尾1丁目1番39号	28,399	1.44
パークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ フリーモント・ストリート45	27,325	1.39
パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ フリーモント・ストリート45	12,503	0.64
パークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド	英国 ロンドン ロイヤル・ミント・コート 1	17,989	0.92
計		86,216	4.39

平成20年6月30日現在の大株主の状況は以下のとおりであります。

平成20年6月30日現在			
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	116,977	5.95
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	114,849	5.84
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行)	米国マサチューセッツ州、ボストン フランクストリート225 (東京都中央区日本橋兜町6-7)	73,725	3.75
ヒーローアンドカンパニー (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	米国ニューヨーク州、ニューヨーク パークレーズストリート101 バンク・オブ・ニューヨーク気付 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	50,726	2.58
ステートストリートバンクア ンドトラストカンパニー505103 (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行)	米国マサチューセッツ州、ボストン フランクストリート225 (東京都中央区日本橋兜町6-7)	40,043	2.04
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	30,110	1.53
ザチェースマンハッタンバンク エヌエイロンドンエスエルオム ニバスアカウント (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行)	英国ロンドン コールマンストリート ウールゲートハウス (東京都中央区日本橋兜町6-7)	22,637	1.15
ザチェースマンハッタンバンク 385036 (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行)	米国カリフォルニア州 ビバリー・ヒルズ ノースクレッセントドライブ360 (東京都中央区日本橋兜町6-7)	22,216	1.13
オーディー05オムニバスチャイ ナトリーティ808150 (常任代理人 株式会社三井住友 銀行)	オーストラリア ニューサウスウェールズ州、シドニー ビットストリート338 (東京都千代田区丸の内1丁目3-2)	19,322	0.98
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	19,007	0.97
計		509,612	25.92

(注) 当社は、平成20年6月30日現在、自己株式を56,151千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しており
ます。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 56,150,500		
	(相互保有株式) 普通株式 3,000,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,904,712,800	19,046,247	
単元未満株式	普通株式 2,056,560		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,965,919,860		
総株主の議決権		19,046,247	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が85,100株含まれております。また、「単元未満株式数」には当社所有の自己株式85株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 野村ホールディングス 株式会社	東京都中央区日本橋 1丁目9-1	56,150,500		56,150,500	2.86
(相互保有株式) 株式会社ジャフコ	東京都千代田区丸の内 1丁目8-2	2,000,000		2,000,000	0.10
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内 1丁目6-5	1,000,000		1,000,000	0.05
計		59,150,500		59,150,500	3.01

(注) このほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が3,000株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	1,848	1,907	1,918
最低(円)	1,475	1,683	1,565

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第93条の規定により、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき作成されております。

(2) 当社の四半期連結財務諸表は、各連結会社がある国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記(1)の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成されております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称を変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

区分	注記 番号	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産)					
現金・預金：					
現金および現金同等物		603,846		507,236	
定期預金		830,157		758,130	
取引所預託金および その他の顧客分別金		143,966		168,701	
計		1,577,969	6.1	1,434,067	5.5
貸付金および受取債権：					
貸付金	3				
(平成20年6月30日現在 41,050百万円の 基準書第159号に基づき公正価値評価を 行っている金額を含む。)		896,948		784,262	
顧客に対する受取債権		38,004		43,623	
顧客以外に対する受取債権		438,805		1,045,541	
貸倒引当金		2,139		1,399	
計		1,371,618	5.3	1,872,027	7.1
担保付契約：					
売戻条件付買入有価証券		2,414,386		3,233,200	
借入有価証券担保金		6,281,857		7,158,167	
計		8,696,243	33.4	10,391,367	39.5
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資：					
トレーディング資産	3				
(平成20年6月30日現在 5,326,856百万円、 平成20年3月31日現在 3,140,923百万円の 担保差入有価証券を含む。)		12,153,453		10,325,760	
プライベート・エクイティ投資	3				
(平成20年6月30日現在 62,257百万円の 基準書第159号に基づき公正価値評価を 行っている金額を含む。)		393,561		330,745	
計		12,547,014	48.3	10,656,505	40.5
その他の資産：					
建物、土地、器具備品および設備					
(平成20年6月30日現在 250,304百万円、 平成20年3月31日現在 260,910百万円の 減価償却累計額控除後)		385,954		389,151	
トレーディング目的以外の負債証券	3	274,383		246,108	
投資持分証券	3	141,914		139,330	
関連会社に対する投資および貸付金	3				
(平成20年6月30日現在 残高なし、 平成20年3月31日現在 3,361百万円の 担保差入有価証券を含む。 平成20年6月30日現在 16,015百万円の 基準書第159号に基づき公正価値評価を 行っている金額を含む。)		347,222		361,334	
その他	5	653,544		808,909	
計		1,803,017	6.9	1,944,832	7.4
資産合計		25,995,861	100.0	26,298,798	100.0

		当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債および資本)					
短期借入 (平成20年6月30日現在 17,981百万円の 基準書第155号および第159号に基づき 公正価値評価を行っている金額を含む。 平成20年3月31日現在 3,245百万円の 基準書155号に基づき公正価値評価を を行っている金額を含む。)	3	1,449,732	5.6	1,426,266	5.4
支払債務および受入預金：					
顧客に対する支払債務		342,075		396,629	
顧客以外に対する支払債務		450,341		569,294	
受入銀行預金		518,597		362,775	
計		1,311,013	5.0	1,328,698	5.0
担保付調達：					
買戻条件付売却有価証券		4,871,410		4,298,872	
貸付有価証券担保金		3,840,495		3,753,730	
その他の担保付借入		879,686		2,488,129	
計		9,591,591	36.9	10,540,731	40.1
トレーディング負債	3	5,482,841	21.1	5,154,369	19.6
その他の負債	5	442,930	1.7	636,184	2.4
長期借入 (平成20年6月30日現在 880,562百万円の 基準書第155号および第159号に基づき 公正価値評価を行っている金額を含む。 平成20年3月31日現在 110,081百万円の 基準書155号に基づき公正価値評価を を行っている金額を含む。)	3	5,772,531	22.2	5,224,426	19.9
負債合計		24,050,638	92.5	24,310,674	92.4
コミットメントおよび偶発事象	9				
資本：					
資本金					
無額面					
授權株式数					
平成20年6月30日現在 6,000,000,000株					
平成20年3月31日現在 6,000,000,000株					
発行済株式数					
平成20年6月30日現在 1,965,919,860株					
平成20年3月31日現在 1,965,919,860株					
発行済株式数(自己株式控除後)					
平成20年6月30日現在 1,908,596,080株					
平成20年3月31日現在 1,906,885,059株		182,800	0.7	182,800	0.7
資本剰余金		179,084	0.7	177,227	0.7
利益剰余金		1,702,609	6.6	1,779,783	6.8
累積的その他の包括損益		40,986	0.2	71,111	0.3
計		2,023,507	7.8	2,068,699	7.9
自己株式(取得価額)					
自己株式数					
平成20年6月30日現在 57,323,780株					
平成20年3月31日現在 59,034,801株		78,284	0.3	80,575	0.3
資本合計		1,945,223	7.5	1,988,124	7.6
負債および資本合計		25,995,861	100.0	26,298,798	100.0

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

		当第1四半期連結累計期間 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)
収益：			
委託・投信募集手数料		82,198	
投資銀行業務手数料		13,407	
アセットマネジメント業務手数料		42,779	
トレーディング損益		10,515	
プライベート・エクイティ投資関連損益	3	37,663	
金融収益		117,957	
投資持分証券関連損益		964	
その他		27,719	
収益合計		257,876	100.0
金融費用		122,789	47.6
収益合計(金融費用控除後)		135,087	52.4
金融費用以外の費用：			
人件費		87,910	
支払手数料		18,634	
情報・通信関連費用		33,359	
不動産関係費		15,868	
事業促進費用		7,032	
その他		56,548	
金融費用以外の費用計		219,351	85.1
税引前四半期純損失()		84,264	32.7
法人所得税等	8	7,672	3.0
四半期純損失()		76,592	29.7

		当第1四半期連結累計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日
区分	注記 番号	金額(円)
普通株式1株当たり：	6	
基本-		
四半期純損失()		40.14
希薄化後-		
四半期純損失()		40.18

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(3) 【四半期連結資本勘定変動表】

	当第1四半期連結累計期間 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日
区分	金額(百万円)
資本金	
期首残高	182,800
期末残高	182,800
資本剰余金	
期首残高	177,227
自己株式売却損益	1,830
新株予約権の付与および行使	27
期末残高	179,084
利益剰余金	
期首残高	1,779,783
四半期純損失()	76,592
現金配当金(*)	16,223
財務会計基準審議会基準書第157号初年度適用調整額	10,383
財務会計基準審議会基準書第159号初年度適用調整額	5,258
期末残高	1,702,609
累積的其他の包括損益	
為替換算調整額	
期首残高	28,416
当期純変動額	30,277
期末残高	1,861
確定給付年金制度	
期首残高	42,695
年金債務調整額	152
期末残高	42,847
期末残高	40,986
自己株式	
期首残高	80,575
取得	28
売却	6
従業員に対する発行株式	2,365
その他の増減(純額)	52
期末残高	78,284
資本合計	1,945,223

(*) 1株当たり配当金 8円50銭

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(4) 【四半期連結包括利益計算書】

	当第1四半期連結累計期間 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日
区分	金額(百万円)
四半期純損失()	76,592
その他の包括損益：	
為替換算調整額(税引後)	30,277
確定給付年金制度：	
年金債務調整額	225
繰延税額	73
計	152
その他の包括損益合計	30,125
包括損失()	46,467

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(5) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

		当第1四半期連結累計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
四半期純損失()		76,592
四半期純損失の営業活動に 使用された現金(純額)への調整		
減価償却費および償却費		16,771
投資持分証券関連損益		964
繰延税額		9,418
営業活動にかかる資産 および負債の増減：		
定期預金		25,024
取引所預託金および その他の顧客分別金		29,871
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資		1,880,424
トレーディング負債		681,184
売戻条件付買入有価証券および 買戻条件付売却有価証券(純額)		1,310,901
借入有価証券担保金および 貸付有価証券担保金(純額)		984,445
その他の担保付借入		1,608,444
貸付金および受取債権 (貸倒引当金控除後)		75,259
支払債務		94,325
未払法人所得税(純額)		57,516
その他(純額)		3
営業活動に使用された現金(純額)		465,629

		当第1四半期連結累計期間 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー：		
建物、土地、器具備品および設備の購入		9,790
建物、土地、器具備品および設備の売却		17
投資持分証券の購入		30
投資持分証券の売却		359
銀行貸付金の増加(純額)		1,948
トレーディング目的以外の 負債証券の増加(純額)		27,763
その他投資およびその他資産の増加 (純額)		31
投資活動に使用された現金(純額)		39,186
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
長期借入の増加		820,370
長期借入の減少		364,173
短期借入の増加(純額)		724
受入銀行預金の増加(純額)		138,288
自己株式の売却に伴う収入		31
自己株式の取得に伴う支払		28
配当金の支払		16,218
財務活動から得た現金(純額)		578,994
現金および現金同等物に対する 為替相場変動の影響額		22,431
現金および現金同等物の増加額		96,610
現金および現金同等物の期首残高		507,236
現金および現金同等物の四半期末残高		603,846

		当第1四半期連結累計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
補足開示：		
期中の現金支出額 -		
利息の支払額		146,052
法人所得税等支払額(純額)		59,262

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

〔四半期連結財務諸表注記〕

1 会計処理の原則：

平成13年12月、野村ホールディングス株式会社(以下「提出会社」)はニューヨーク証券取引所に米国預託証券を上場するため、1934年証券取引所法に基づき登録届出書を米国証券取引委員会(以下「米国SEC」)に提出しました。以後提出会社は、年次報告書である「様式20-F」を1934年証券取引所法に基づき米国SECに年一回提出することを義務付けられています。

上記の理由により、当社(以下、提出会社および財務上の支配を保持する事業体を合わせて「当社」)の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第93条の規定に従い、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国会計原則」)に基づき作成されています。なお、当第1四半期(平成20年4月1日～平成20年6月30日)において当社が採用している米国会計原則とわが国における会計処理の原則および手続ならびに連結財務諸表の表示方法(以下「日本会計原則」)との主要な相違点は次のとおりであります。金額的に重要性のある項目については、日本会計原則に基づいた場合の税引前四半期純損失と比較した影響額をあわせて開示しております。

・連結の範囲

米国会計原則では、主に、議決権所有割合および財務会計基準審議会注釈書第46号「変動持分事業体の連結」(平成15年12月改訂)(以下「注釈書第46号改訂」)に従い、連結の範囲が決定されます。日本会計原則では、主に、議決権所有割合および議決権所有割合以外の要素を加味した「支配力基準」により、連結の範囲が決定されます。

・投資持分証券の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は四半期連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。当第1四半期の日本会計原則に基づいた場合の税引前四半期純損失と比較した影響額は、673百万円(利益)であります。

・トレーディング目的以外の負債証券への投資の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は四半期連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。

・退職金および年金給付

米国会計原則では、仮定と異なる実績から生じた損益または年金数理上の仮定の変更から生じた損益は、当該損益の期首時点の残高が予測給付債務と年金資産の公正価値のうち大きい額の10%と定義される回廊額を超過している場合に、従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。また、予測給付債務と年金資産の公正価値との差額で測定される年金制度の財政状況が資産または負債として計上されます。日本会計原則では、年金数理差異等は回廊額とは無関係に一定期間にわたり償却されます。

・のれんの償却

米国会計原則では、のれんに対しては、償却は行われず、定期的に減損判定を実施することが規定されております。

日本会計原則では、のれんは20年以内の一定期間において均等償却されます。また、米国会計原則では、貸方ののれんは、発生した期に一括償却することが規定されておりますが、日本会計原則では、貸方ののれんについても、20年以内の一定期間において均等償却されます。当第1四半期の日本会計原則に基づいた場合の税引前四半期純損失と比較した影響額は、2,621百万円(損失)であります。

・デリバティブ金融商品の評価差額

米国会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品を含めすべてのデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は、損益もしくはその他の包括損益に計上されます。日本会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は純資産の部に計上されます。

・金融資産および金融負債の公正価値

米国会計原則では、通常は公正価値で測定されない一定の資産と負債を公正価値で測定する選択権(公正価値オプション)が容認されております。公正価値オプションが選択された場合、該当商品の公正価値の変動は、期間損益として認識されます。日本会計原則では、このような公正価値オプションは容認されております。当第1四半期の日本会計原則に基づいた場合の税引前四半期純損失と比較した影響額は、5,099百万円(利益)であります。なお、当社の四半期連結財務諸表上公正価値により計上されている市場価格のない株式については、日本会計原則では、減損処理の場合を除き、取得原価で計上されます。

・特定の契約に関連した相殺処理

米国会計原則では、マスターネットティング契約に基づき資産と負債が純額処理されたデリバティブ商品については、関連する現金担保の請求権または返還義務も併せて相殺することとなっております。日本会計原則においては、このような相殺処理は容認されております。

・少数株主持分

日本会計原則では少数株主持分は純資産の部の中に含まれます。一方、米国会計原則では資本の部に計上することは認められておらず、当社は負債に区分し、当該金額を注記で開示しております。

2 会計方針の変更および新しい会計基準の公表：

会計方針の変更

公正価値測定

平成18年9月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第157号「公正価値測定」(以下「基準書第157号」)を公表しました。基準書第157号は、公正価値の定義および公正価値測定のフレームワークを確立するとともに、公正価値測定による開示範囲の拡張を規定した基準書であります。基準書第157号は、公正価値を、測定日に市場参加者の間で行われる通常の取引において、金融資産の譲渡の対価として得られると想定される金額または金融負債を移転するのに必要と想定される金額と定義しております。また、基準書第157号は、

- ・ 価格モデルなどの特定の評価技法に内在するリスクを考慮した公正価値測定を要求し、
- ・ 資産と負債の公正価値測定について価格の透明性に基づく三段階のレベルを設定し、

- ・ 緊急問題専門委員会発行番号02-3号「トレーディング目的で保有するデリバティブ取引およびエネルギー取引にかかる契約の会計ならびにリスク管理活動に関連する問題」（以下「EITF02-3」）における、評価を裏付ける観察可能な数値が無いデリバティブ取引については当初の利益を繰り延べることを要求した指針を無効にし、
- ・ 活発な市場で取引されている金融商品の公正価値からブロックディスカウントの考慮を排除し、
- ・ 負債を公正価値で評価する際に、自社の格付を考慮することを要求しております。

平成20年2月、米国財務会計基準審議会は、基準書第157号の解釈書2「財務会計基準書第157号の発効日」（以下「基準書第157号の解釈書2」）を公表しました。同解釈書は、毎期経常的に（少なくとも年次で）公正価値で認識されまたは財務諸表に計上されるものを除く全ての非金融資産と非金融負債に対し、基準書第157号の適用を平成20年11月16日以降開始する事業年度および当該事業年度に含まれる四半期へ延期するものであります。

基準書第157号のうち上記以外の部分は、平成19年11月16日以降に開始する事業年度から発効されます。当社においては基準書第157号の解釈書2に従い、平成20年4月1日より金融資産および金融負債に対してのみ同基準書が適用され、経常的に公正価値で計上されていない非金融資産および非金融負債に対しては、基準書第157号の規定が適用されておられません。この様な非金融資産および非金融負債には以下のものが含まれます。

- ・ 企業結合で取得し、経常的に公正価値で測定されていない非金融資産および非金融負債
- ・ のれんその他の無形資産
- ・ 長期性の非金融資産

基準書第157号は、EITF02-3の無効化による影響、財務会計基準書第155号「一定の複合金融商品に関する会計処理」（以下「基準書第155号」）に基づく当初利益の繰延処理の無効化による影響、ブロック・ディスカウントの廃止による影響を除いて将来へ向けて適用されます。これらの三種の過年度の影響額は、期首剰余金の累積的影響調整として計上され、その金額は税引後10,383百万円の増加です。

基準書第157号に基づく各レベルの分類方法は以下の通りです。

レベル1

測定日において、当社が取引可能な活発な市場における(未調整の)取引価格が個別に存在する場合はレベル1に分類されます。たとえば、東京証券取引所第一部に上場している株式や、日本国債などが該当します。

レベル2

レベル1に属さない直接的に観察可能な市場における個別商品の取引価格、または観察可能な市場価格から間接的に導出される価格がある場合は、レベル2に分類されます。個別商品が特定の期間（償還期限または契約期間など）を持つ場合には、その期間の全てにわたって観察可能な市場価格が存在することが必要です。観察可能な数値を用いる評価方法には、短期変動金利と固定金利を交換する金利スワップなどがあります。

レベル3

市場で観察可能でない数値を用いて評価する場合はレベル3に分類されます。市場で観察可能でない数値は、利用可能

な全ての情報から他の市場参加者が通常考慮すると推定される仮定(リスクに関する仮定も含む)を用いて会社独自に推定しております。こうした市場で観察可能でない数値が評価額に与える影響が僅少でない場合はレベル3に分類されます。こうした仮定には、たとえば市場で観測可能な年限の数値から長期の為替ボラティリティのように市場で観測不能な年限の数値を推定する方法や、個別のローンの評価に使用される信用プレミアムを推定する方法などが含まれております。

金融資産および金融負債のための公正価値オプション

平成19年2月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第159号「財務会計基準書第115号の改定を含む金融資産および金融負債のための公正価値オプション」(以下「基準書第159号」)を公表しました。基準書第159号は、特定の選択日において、企業が、通常、公正価値で測定していない適格の資産と負債を公正価値で測定することを容認しております。仮に、企業が、特定の項目について公正価値オプションを選択した場合、その後の報告期間における当該項目の公正価値の変動は、期間損益として認識されることとなります。基準書第159号は、公正価値オプションを、資産または負債の当初の認識時、もしくは、その商品に対する会計上の取り扱いを変更させる事象が生じた時に、商品ごとに選択することを容認しております。また、基準書第159号は、類似の資産負債において異なった測定方法を選択した企業間の比較を可能とするための開示方法も規定しております。

企業は、適用日に存在する適格の資産および負債に対し公正価値オプションを選択した場合、その帳簿価額と公正価値との差額を利益剰余金の累積的影響調整として報告することとなります。

当社は、平成20年4月1日に基準書第159号を適用しました。適用による影響額は、期首剰余金の累積的影響調整として計上され、税引後5,258百万円の増加(税引前7,693百万円の増加)です。なお、当該金額は主に長期借入に含まれる担保付金融取引に伴う負債に対する適用によるものです。

当社が公正価値オプションを適用している金融資産と金融負債は、以下のとおりであります。

- ・ 公正価値ベースでリスク管理をしている貸付金と受取債権。当社は、貸付金または受取債権のリスク軽減目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる損益の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。
- ・ 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していた投資で、値上がり益や配当収入を得る目的で保有され、出口戦略を有する投資。当社は、適切にこれらの投資の目的を連結財務諸表に反映させるために公正価値オプションを選択しております。
- ・ 財務会計基準書第140号「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理」(以下「基準書第140号」)の規定上、譲渡に該当しない担保付金融取引に伴う負債。当該取引に伴う金融資産については、継続的に経済的なエクスポージャーを有していないものの、連結貸借対照表に公正価値で計上され、公正価値の変動は期間損益として認識されます。当社は、この損益の変動を軽減することを目的に、当該負債に公正価値オプションを選択しております。
- ・ 適用日以後に発行された全ての仕組債。当社は、仕組債およびリスク軽減目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる損益の変動を軽減することを目的とし、仕組債に対して一律的に公正価値オプションを選択しております。また連結変動持分事業体が発行した社債に対しても同様の目的により、公正価値オプションを選択しております。

公正価値オプションを選択した金融商品から生じる利息および配当金は、その商品の特性に応じて、時価の変動損益の

一部となる場合はトレーディング損益に、その他の場合は金融収益・費用に計上されます。

特定の契約に関連した純額処理

平成19年4月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準審議会注釈書第39号の解釈書1「財務会計基準審議会注釈書第39号の修正」（以下「注釈書第39号の解釈書1」）を発行しました。注釈書第39号の解釈書1は、マスターネットティング契約の当事者である報告企業は、現金担保の請求権または返還義務を、財務会計基準審議会注釈書第39号「特定の契約に関連した純額処理」（以下「注釈書第39号」）によって同じマスターネットティング契約において相殺されたデリバティブ商品の公正価値の金額と相殺できるかについて説明しております。

当社は、平成20年4月1日に注釈書第39号の解釈書1を適用しました。平成20年6月30日現在、デリバティブ負債に対する支払現金担保の相殺額は、560.3十億円であり、デリバティブ資産に対する受取現金担保の相殺額は、378.6十億円です。また、相殺されていない金額は、それぞれ55.5十億円、81.6十億円です。なお、当規定は可能な範囲での過年度の財務諸表への遡及適用を求めており、現在当社は遡及適用可能な範囲について検討を行っております。

新しい会計基準の公表

企業結合会計

平成19年12月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第141号改訂「企業結合」（以下「基準書第141号改訂」）を公表しました。基準書第141号改訂は、企業結合に該当する取引と事象の定義を拡大し、取得資産と偶発債務を含む負債の全てを取得日に決定された公正価値で計上し、その後の変動をのれんではなく収益に反映させること、リストラクチャリング費用の認識時点を変更すること、取得費用を発生時に費用化することを要求するものであります。

基準書第141号改訂は、取得日が平成20年12月15日以降に開始する事業年度となる企業結合より、将来に向けて適用されます。早期適用と遡及適用は容認されておらず、当社は基準書第141号改訂を平成21年4月1日以降の取得日の企業結合から適用する予定であります。当社は、現在、基準書第141号改訂が連結財務諸表へ与える影響を評価中であります。

非支配持分の会計

平成19年12月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第160号「連結財務諸表の非支配持分」（以下「基準書第160号」）を公表しました。基準書第160号は、連結子会社の少数株主持分を、非支配持分と再定義し、非支配持分を負債や中間項目ではなく資本の構成要素としております。基準書第160号において、支配の変化は公正価値で測定され、資本と非支配持分の間取引における会計上の指針を提供しております。

基準書第160号は、平成20年12月15日以降に開始する事業年度および当該事業年度の四半期から適用されます。早期適用は容認されておらず、当社は、基準書第160号を平成21年4月1日より適用する予定であります。同基準書は、原則として初度適用した事業年度の開始時点から将来に向けて適用されますが、例外として表示および開示要請は全ての表示期間にわたり遡及適用されます。当社は、現在、基準書第160号が連結財務諸表へ与える影響を評価中であります。

デリバティブおよびヘッジに関する開示の拡張

平成20年3月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第161号「デリバティブ商品とヘッジ活動に関する開示」（以下「基準書第161号」）を公表しました。基準書第161号は、財務会計基準書第133号「デリバティブ商品およびヘッ

ジ活動に関する会計処理」(以下「基準書第133号」)および関連規定の定量的および定性的開示要請を拡張および変更し、次の項目の理解を促進するものであります。

- ・ デリバティブ商品を用いる理由と方法
- ・ 基準書第133号と関連規定におけるデリバティブ商品と関連してヘッジされる商品の計上方法
- ・ 財政状態および経営成績ならびにキャッシュ・フローに対し、デリバティブ商品が与える影響

基準書第161号は、平成20年11月16日以降に開始する事業年度および四半期から適用され、早期適用も認められております。基準書第161号は、開示に関する規定であるため、デリバティブ商品と関連するヘッジ項目の会計処理には影響を及ぼしません。基準書第161号の適用は、当社の連結財務諸表に重大な影響を及ぼすことはないと予測しております。

会計原則の階層

平成20年5月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第162号「一般に公正妥当と認められた会計原則の階層」(以下「基準書第162号」)を公表しました。同基準書は、米国の会計原則に整合し、一貫した基本構造、階層、会計規則の選択を規定しております。

基準書第162号は、公開企業会計監視委員会のAUセクション411「一般に公正妥当と認められた会計原則に整合した公正な表現の意味」に対する修正が米国SECによって承認された日から60日後に適用となります。当社は、現在、基準書第162号が連結財務諸表へ与える影響を評価中ではありますが、重要な影響を及ぼすことはないと予測しております。

3 金融商品の時価：

当社の持つ金融資産および負債は、多くの場合、常に公正価値で計上されます。毎期経常的に公正価値評価される金融資産は、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資、貸付金および受取債権、ならびにその他の資産に計上され、毎期経常的に公正価値評価される金融負債は、トレーディング負債、短期借入、ならびに長期借入に計上されません。

全ての公正価値は、基準書第157号の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において、金融資産の譲渡の対価として得られると想定される金額または金融負債を移転するのに必要と想定される金額と定義され、当社が各金融資産または金融負債を取引する場合主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。

基準書第157号の規定により、公正価値で測定された全ての金融商品はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます（各レベルの定義の詳細については注記2 会計方針の変更および新しい会計基準の公表を参照ください）。次の表は、毎期経常的に公正価値評価される金融資産負債の平成20年6月末時点でのレベル別の金額を示しています。各金融商品は、公正価値算定にあたり重要な指標のうち最も低いレベルによって分類されます。デリバティブの公正価値がレベル1の指標、レベル2の指標ならびにレベル3の指標を使用して算定されている場合は、レベル3の指標に重要性がある場合にはレベル3に分類されます。

(単位：十億円)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)					
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保との 相殺 (1)	平成20年 6月30日 現在残高
資産：					
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資					
エクイティ投資(含むプライベート・エクイティ)	744	733	882		2,359
負債証券および貸付金	6,306	1,981	845		9,132
受益証券等	39	47	19		105
デリバティブ取引	19	7,383	713	7,164	951
貸付金および受取債権(2)		26	15		41
その他の資産(3)	322	61	63		446
合計	7,430	10,231	2,537	7,164	13,034

負債：

トレーディング負債

エクイティ投資	1,078	310	0		1,388
負債証券	3,093	201			3,294
受益証券等	0				0
デリバティブ取引	30	7,437	680	7,346	801
短期借入(4)		16	2		18
長期借入(4)(5)(6)	36	536	2		570
合計	4,237	8,500	680	7,346	6,071

- (1) 注釈書第39号に適合するデリバティブ資産および負債の取引相手毎の相殺額および注釈書第39号の解釈書1に適合するデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) 基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権を含んでおります。
- (3) 基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していた関連会社に対する投資を含んでおります。
- (4) 基準書第155号または基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択した仕組債を含んでおります。
- (5) 基準書第140号の規定上譲渡に該当しない担保付金融取引に伴う負債を含んでおり、当該負債について基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択しております。
- (6) 基準書第133号のもとで区分処理されている仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、当社にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が長期借入から控除されております。

以下の表は、レベル3の金融資産負債の損益と推移を示しております。レベル3の金融資産負債には、市場で観測困難な指標が公正価値算定に重要な影響を与えるデリバティブ、仕組債、貸付金、非上場株式が含まれます。レベル3の金融資産負債は多くの場合、レベル1または2の金融商品によってリスクヘッジされており、以下の表の損益はこうしたヘッジ資産負債の損益を含んでいません。また、レベル3の金融資産負債の公正価値は、市場で観測困難な指標と観測可能な指標を両方使用して算定されます。したがって、以下の表は観測困難な指標の変動による損益と観測可能な指標の変動による損益の両方が反映されております。

(単位：十億円)

当第1四半期連結累計期間								
自 平成20年4月1日								
至 平成20年6月30日								
当第1四半期収益に含まれる								
実現および未実現損益合計								
期首残高	トレーディング損益	プライベート・エクイティ投資関連損益	プライベート・エクイティ投資関係	金融収益 / 金融費用	実現および未実現損益合計	購入(発行) / 売却(償還)(1)	レベル3への移動(2)	平成20年6月30日現在残高
資産:								
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資								
エクイティ投資(含むプライベート・エクイティ)								
802	2	37	0	35	105	10		882
負債証券および貸付金	783	12	1	11	145	72		845
受益証券等	21	0		0	3	1		19
デリバティブ取引(純額)	121	71		71	59	42		33

貸付金および受取債権	4	0			0	6	5	15
その他の資産	59	0		0	0	4	0	63
合計	1,790	81	37	1	117	198	14	1,857
負債:								
トレーディング負債								
エクイティ投資	1	0			0	0	1	0
短期借入	15	0			0	2	15	2
長期借入	59	109			109	33	19	2
合計	43	109			109	31	35	0

(1) 外国為替の変動による損益を含みます。

(2) 金融商品がレベル3から他のレベルに移動した場合には、「レベル3への / からの移動」の金額は期首現在の公正価値で記載され、未実現損益は表から除かれます。逆に、金融商品が他のレベルからレベル3に移動した場合には、「レベル3への / からの移動」の金額は期首現在の公正価値で記載され、未実現損益は表に含まれます。

以下の表は当社がレベル別の金額のうちレベル3として分類し、四半期連結貸借対照表日現在で保有している金融商品に関連する当第1四半期の未実現損益であります。

(単位：十億円)

	当第1四半期連結累計期間			未実現損益 合計
	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日			
	プライベート トレーディング・エクイ ティ投資 益	プライベート トレーディング・エクイ ティ投資 関連損 益	金融収益/ 金融費用	
資産：				
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ 投資				
エクイティ投資(含むプライベート・エクイティ)	3	39	0	42
負債証券および貸付金	10			10
受益証券等				
デリバティブ取引(純額)	79			79
貸付金および受取債権	1			1
その他の資産	0			0
合計	93	39	0	132
負債：				
トレーディング負債				
エクイティ投資	0			0
短期借入	0			0
長期借入	67			67
合計	67			67

以下の表は、平成20年6月30日現在で、基準書第155号および第159号のもとで公正価値オプションを使って公正価値で測定されているものの公正価値変動による損益を表示しております。

(単位：十億円)	
当第1四半期連結累計期間	
自 平成20年4月1日	
至 平成20年6月30日	
トレーディング損益	
資産:	
貸付金および受取債権	1
プライベート・エクイティ投資	—
その他の資産	
関連会社に対する投資および貸付金(1)	0
合計	<u>1</u>
負債:	
短期借入(2)	1
長期借入(2)(3)	23
合計	<u>24</u>

- (1) 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していた関連会社に対する投資であります。
(2) 基準書第155号または基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。
(3) 基準書第140号の規定上譲渡に該当しない担保付金融取引に伴う負債を含んでおります。

当社の出資比率が45.5%である株式会社足利ホールディングスへの投資に対して公正価値オプションを適用し、プライベート・エクイティ投資に含めております。なお、同社は平成20年7月1日付けで株式会社足利銀行の親会社となっております。

当社は公正価値オプションを適用した金融負債に対する自社クレジットの変化による影響額を、観察可能な自社クレジットスプレッドの変動を反映したレートで将来キャッシュフローを割り引くことにより計算しております。公正価値オプションを適用した金融負債に関して、自社クレジットの変化に起因する当第1四半期の損益は8十億円の収益となりました。また、公正価値オプションを適用した金融資産の商品固有の信用リスクに関しては、重要な影響はございませんでした。

当第1四半期につきましては、公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、未回収元本総額（契約上金額が確定しているものに限る）とその時価総額との間に金額的に重要な差異はありません。また、公正価値オプションを選択した短期および長期借入に関して未償還元本総額（契約上金額が確定しているものに限る）とその時価総額との間に金額的に重要な差異はありません。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して90日以上延滞もしくは未収利息の計上を休止したものはございません。

上述の毎期経常的に公正価値評価される金融資産負債に加えて、毎期経常的には公正価値評価されないものの、減損認

識のような特定の状況のもとで金融資産負債を公正価値評価する場合があります。当第1四半期に株式市場の時価を基準に持分法適用会社に対する投資の減損を行いました。減損後の残高74十億円はレベル1に分類される公正価値評価であり、四半期連結貸借対照表のその他の資産 - 関連会社に対する投資および貸付金に含まれております。当該減損により認識された23十億円が当第1四半期連結損益計算書の金融費用以外の費用 - その他に含まれております。

4 変動持分事業体：

当社は通常の証券化およびエクイティデリバティブ業務の中で、変動持分事業体に対して金融資産の譲渡、変動持分事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受、売出、販売を行っております。当社はマーケット・メイク業務、投資業務および組成業務に関連し、変動持分事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。平成20年6月30日現在、当社は第一受益者として、事業会社の発行する転換社債型新株予約権付社債やモーゲージおよびモーゲージ担保証券をリパッケージした仕組債を投資家に販売するために組成された変動持分事業体などを連結しております。当社はまた投資基準に沿って管理されている投資ファンドを、当社が第一受益者となる場合は連結しております。

下記の表は、変動持分事業体の債務の担保となっている四半期連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産にかかる区分を表しております。なお、債権者は、当社に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡求権を、一切有しておりません。

	(単位：十億円)	
	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
変動持分事業体の債務の担保となっている 連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産		
トレーディング資産	253	240
建物、土地、器具備品および設備	51	47
その他	2	3
合計	306	290

当社が第一受益者ではない場合でも、変動持分事業体に対し、重要な変動持分を保持することがあります。そのような事業体に対し、当社が保有する変動持分には、商業用および居住用不動産を担保とした証券化やストラクチャード・ファイナンスに関連した優先債、劣後債、残余持分、エクイティ持分、主に高利回りのレバレッジド・ローンや格付けの低いローン等を購入するために設立された変動持分事業体に対するエクイティ持分、変動持分事業体を利用した航空機のレバレッジド・リースまたはオペレーティング・リースの取引に関する保証および残余受益権、また事業会社の取得に関わる変動持分事業体への貸付や投資が含まれます。

下記の表は、当社が重要な変動持分を有している変動持分事業体の総資産および最大損失額を表しております。なお、最大損失額は、不利な環境変化から実際に発生すると見積られる損失額を表したもので、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したものではありません。

	(単位：十億円)	
	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
変動持分事業体の総資産	484	457
最大損失額	302	261

平成19年6月、米国公認会計士協会は、意見書07-1号「投資会社の監査と会計指針の適用範囲の明確化、投資会社の親会社および投資会社への投資に持分法を適用している会社の会計処理（以下「意見書07-1号」）」を発行しました。意見書07-1号は、平成19年12月15日以降に開始する事業年度から適用されることとなっておりましたが、その後米国財務会計基準審議会は、当該基準の適用日の無期限延期を決定しています。ただし、早期適用を選択した場合には、意見書07-1号にかかる解釈書1「米国公認会計士協会意見書07-1号の発効日」により、継続して意見書07-1号を適用することが認められています。

当社は、平成19年12月14日に意見書07-1号を早期適用することを決定し、野村プリンシパル・ファイナンス株式会社およびテラ・ファーマ・キャピタル・パートナーズ等の事業体を投資会社に指定しております。注釈書第46号改訂にかかる解釈書7「注釈書第46号改訂の投資会社への適用」は、意見書07-1号の要求を充たす投資会社については、注釈書第46号改訂の適用範囲から除外することとしております。

5 その他の資産-その他およびその他の負債：

四半期連結貸借対照表上のその他の資産-その他、およびその他の負債には、以下のものが含まれております。

	(単位：百万円)	
	当第1四半期連結会計期 間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
その他の資産 - その他：		
受入担保有価証券	93,263	242,601
のれんおよびその他の無形資産	108,054	103,022
繰延税金資産	275,010	273,041
営業目的以外の投資持分証券	13,933	20,198
その他	163,284	170,047
合計	653,544	808,909
その他の負債：		
受入担保有価証券返還義務	93,263	242,601
未払法人所得税	10,738	35,669
その他の未払費用および引当金	254,166	279,169
少数株主持分	14,316	12,978
その他	70,447	65,767
合計	442,930	636,184

6 1株当たり四半期純損失：

基本および希薄化後の1株当たり四半期純損失の計算に用いられた金額および株式数の調整計算は以下のとおりであります。

	(単位：百万円) (1株当たり情報 単位：円)
	当第1四半期連結累計期間 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日
基本 -	
普通株式に帰属する四半期純損失()	76,592
加重平均株式数	1,908,006,898
普通株式1株当たり四半期純損失()	40.14
希薄化後 -	
普通株式に帰属する四半期純損失()	76,592
普通株式1株当たり四半期純損失の計算に 使用された加重平均株式数	1,906,283,527
普通株式1株当たり四半期純損失()	40.18

四半期純損失に対する希薄化は、関連会社が発行するストック・オプションの行使を仮定した場合の当社に帰属する持分の減少により生じます。

平成20年6月30日の希薄化後1株当たり四半期純損失の計算に用いられる加重平均株式数は、新株予約権を発行する株式報酬制度により潜在株式数が減少したため、1株当たり四半期純損失を増加させております。

平成20年6月30日現在21,419,500株を購入する権利を有する新株予約権は、逆希薄化効果を有するため、希薄化後1株当たり四半期純損失の計算から除いております。

7 従業員給付制度：

当社は、世界各地でさまざまな退職給付制度を提供しております。加えて、野村証券健康保険組合を通じて、特定の在籍する従業員および退職した従業員に対し医療給付を行っております。

期間退職・年金費用

当第1四半期の国内会社の確定給付年金制度にかかる期間退職・年金費用の主な内訳は以下のとおりであります。

国内会社の制度

	(単位：百万円)
	当第1四半期連結累計期間
	自平成20年4月1日
	至平成20年6月30日
勤務費用	2,507
利息費用	1,281
年金資産の期待収益	920
年金数理上の損失の償却	715
過去勤務債務の償却	21
期間退職・年金費用(純額)	3,604

上記の国内会社の制度以外にも、重要な金額ではありませんが期間退職・年金費用を、当第1四半期に計上しております。

8 法人所得税等：

主に海外の子会社で発生した損失にかかる評価性引当金が増加したことなどにより、当第1四半期の法人所得税等の負担税率は、法定実効税率41%に対して、9.1%となりました。

9 コミットメント、偶発事象および債務保証：

コミットメント

信用および投資関連コミットメント

当社は、銀行もしくは金融業務の一環として、貸出コミットメントを行っており、この契約義務には一般に固定満期日が設定されております。投資銀行業務に関連して、当社は顧客により発行されうる債券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。この契約のもとでのコミットメント残高は貸出コミットメントに含まれております。

また当社は、主にマーチャント・バンキング業務に関連して、パートナーシップ等に投資するコミットメントを行っております。また当該投資に関連しパートナーシップ等に資金提供するコミットメントを行っております。この契約のもとでのコミットメント残高はパートナーシップ等へ投資するコミットメントに含まれております。

こうしたコミットメントの残高は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
貸出コミットメント	115,626	181,341
パートナーシップ等へ投資するコミットメント	100,317	124,154

平成20年6月30日現在の上記コミットメントを満期年限別に集計いたしますと、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)				
	契約総額	満期年限			
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超
貸出コミットメント	115,626	64,647	28,394	17,207	5,378
パートナーシップ等へ投資する コミットメント	100,317	4,401	49,297	12,386	34,233

オペレーティング・リース

次の表は、平成20年6月30日現在、残存契約期間が1年超の解約不能オペレーティング・リース契約に基づき将来支払われる最低リース料の金額を示しております。

	(単位：百万円)
	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)
平成20年7月1日～平成21年6月30日	13,564
平成21年7月1日～平成22年6月30日	10,792
平成22年7月1日～平成23年6月30日	9,101
平成23年7月1日～平成24年6月30日	7,487
平成24年7月1日～平成25年6月30日	5,917
平成25年7月1日～	13,803
最低支払リース料合計	60,664
転貸収入	20,440
最低支払リース料純額	40,224

特定のリース契約には、更新選択権条項または維持費用、公共料金および税金の増加に基づき支払リース料の引上げを定める段階的引上条項が規定されております。

偶発事象

訴訟

当社は、通常の業務を行う過程で訴訟に関係せざるを得ず、法的リスクを負うことはやむを得ません。しかし、当社の経営陣は、その解決により、当社の連結財務諸表に重大な影響を与えるものはないと確信しております。

決算日後に生じた事象

ドイツの銀行ウエストエルビー(以下「WestLB」)は、ノムラ・インターナショナル PLC(以下「NIP」)に対する損害賠償請求訴訟を英国の裁判所に2件提起しました(訴状の送達は平成18年12月および平成19年7月)。これらの請求は、平成12年6月、NIP保有のソーンUK社(以下「Thorn」)と、グラナダ・グループ保有のテレビレンタル事業部門の企業再編により新設されたボックスクレバー社(以下「BoxClever」)に関連するものです。WestLBは、上記再編に際して、ThornおよびBoxCleverに関するNIP作成の業績予想に基づきBoxCleverに買収資金を融資し、また、BoxCleverレンタル事業部門のキャッシュフローの証券化(平成14年6月)においてカナダの投資銀行と共に共同主幹事となっていました。WestLBは、平成15年9月にBoxCleverが業績悪化等により倒産したことに伴い損害を被ったのは、平成12年の企業再編および平成14年の証券化に際してのNIPの不法行為に起因するとして、NIPに対して損害賠償(約460百万ポンド)を請求していました。平成20年7月16日、訴訟は取り下げられることとなり、野村にとって不利となることがない結論で解決しました。

債務保証

財務会計基準審議会注釈書第45号「第三者の債務に対する間接保証を含む債務保証に関連する債務保証者の会計処理および必要開示項目」(以下「注釈書第45号」)は、債務保証をすることに伴い認識される義務に関する開示を規定し、債務保証義務の公正価値を負債として認識することを要求しております。

当社は、通常の業務の一環として、スタンドパイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

加えて、当社は注釈書第45号の債務保証の定義に該当する一定のデリバティブ取引を行っております。注釈書第45号は被債務保証者の資産、負債または持分証券に関連する原証券の変動に基づいて債務保証者が被債務保証者に支払いを行うことが偶発的に求められるデリバティブ取引を債務保証に加えることを定義しております。こういったデリバティブ取引は一定のオプション売建取引およびクレジット・デフォルト・スワップ取引を含みます。当社は顧客がこれらのデリバティブ取引を投機またはヘッジ目的で行っているかを把握していないため、注釈書第45号の債務保証の定義に該当するかもしれないと考えられるデリバティブ取引に関して情報を開示しております。

一定のデリバティブ取引によって、当社が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積ることができません。

当社はすべてのデリバティブ取引を四半期連結貸借対照表に公正価値で認識しております。また、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

注釈書第45号の債務保証の定義に該当するかもしれないと考えられる当社のデリバティブ取引およびその他の債務保証は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)			
	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額
デリバティブ取引	3,149,866	78,820,388	3,325,218	70,659,948
スタンバイ信用状および その他の債務保証	715	4,257	756	6,438

平成20年6月30日現在の注釈書第45号の債務保証の定義に該当するかもしれないと考えられる当社のデリバティブ取引およびその他の債務保証にかかる満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)					
	潜在的な最大支払額または契約額					
	帳簿価額	計	満期年限			
1年以内			1～3年	3～5年	5年超	
デリバティブ取引	3,149,866	78,820,388	10,709,077	19,048,306	27,841,162	21,221,843
スタンバイ信用状および その他の債務保証(1)	715	4,257	1,999	2,251	1	6

(1) スタンバイ信用状およびその他の債務保証に関連して保有される担保は、平成20年6月30日現在該当がありません。

10 セグメント情報および地域別情報：

【事業別セグメント】

当社の経営成績の報告は、国内営業部門、グローバル・マーケット部門、グローバル・インベストメント・バンキング部門、グローバル・マーチャント・バンキング部門、アセット・マネジメント部門の五つに区分して行われております。当社の事業別セグメントの構成は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上の組織に基づいております。

セグメント情報の会計方針は、以下の処理を除き、実質的に米国会計原則に従っております。

- ・ 米国会計原則では税引前四半期純損失に含まれる営業目的で長期間保有している投資持分証券の評価損益の影響は、セグメント情報に含まれておりません。

各事業セグメントに直接関わる収益および費用は、それぞれのセグメントの業績数値に含め表示されております。特定のセグメントに直接帰属しない収益および費用は、経営者がセグメントの業績の評価に用いる当社の配分方法に基づき、各事業セグメントに配分されるかあるいはその他の欄に含め表示されております。

次の表は、事業別セグメントの業績を示したものであります。経営者は経営の意思決定上、金融費用控除後の金融収益を利用しているため、純金融収益が開示されております。総資産についての事業別セグメント情報は、経営者が経営の意思決定上当該情報を利用していないため経営者に報告されていないことから、開示されております。

	(単位：百万円)						
	国内営業 部門	グローバル・ マーケット 部門	グローバル・ インベストメ ント・バンキ ング部門	グローバル・ マーチャント・ バンキン グ部門	アセット・ マネジメン ト部門	その他 (消去分を 含む)	計
当第1四半期連結累計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日							
金融収益以外の収益	84,507	13,280	28,144	36,204	19,983	29,536	139,246
純金融収益	1,302	2,310	842	805	1,774	5,635	4,832
収益合計 (金融費用控除後)	85,809	10,970	28,986	37,009	21,757	23,901	134,414
金融費用以外の費用	69,630	72,589	16,411	2,357	14,189	44,175	219,351
税引前四半期純利益 (損失)	16,179	61,619	12,575	39,366	7,568	20,274	84,937

事業セグメント間の取引は、通常の商取引条件によりそれぞれのセグメント業績に計上されており、消去はその他の欄において行われております。

次の表は、その他の欄の税引前四半期純損失の主要構成要素を示したものであります。

	(単位：百万円)
	当第1四半期連結累計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日
経済的ヘッジ取引に関連するトレーディング損益	1,006
営業目的で保有する投資持分証券の実現損益	291
関連会社利益の持分額	2,061
本社勘定	5,620
その他	18,012
計	20,274

次の表は、前頁の表に含まれる合算セグメント情報の、当社の四半期連結損益計算書計上の収益合計(金融費用控除後)、金融費用以外の費用計ならびに税引前四半期純損失に対する調整計算を示したものであります。

	(単位：百万円)
	当第1四半期連結累計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日
収益合計(金融費用控除後)	134,414
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	673
連結収益合計(金融費用控除後)	135,087
金融費用以外の費用計	219,351
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	673
連結金融費用以外の費用計	219,351
税引前四半期純損失()	84,937
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	673
連結税引前四半期純損失()	84,264

【地域別情報】

当社の識別可能な資産、収益および費用の配分は、一般にサービスを提供している法的主体の所在国に基づき行われております。ただし、世界の資本市場が統合され、それに合わせて当社の営業活動およびサービスがグローバル化しているため、地域による厳密な区分は不可能な場合があります。こうしたことから、以下の地域別情報の作成に際しては複数年度にわたり一貫性のあるさまざまな仮定をしております。

次の表は、地域別業務毎の収益合計(金融費用控除後)、税引前四半期純損失ならびに、当社の事業にかかる長期性資産の地域別配分を示したものであります。米州および欧州の収益合計(金融費用控除後)は、主にそれぞれ米国および英国における当社の事業から構成されております。なお、地域別配分方法において、収益合計(金融費用控除後)および長期性資産については外部顧客との取引高を基準とし、税引前四半期純損失においては、地域間の内部取引を含む取引高を基準としております。

	(単位：百万円)	
	当第1四半期連結累計期間	
	自 平成20年4月1日	至 平成20年6月30日
収益合計(金融費用控除後)：		
米州		7,035
欧州		3,007
アジア・オセアニア		6,600
小計		10,628
日本		124,459
連結		135,087

税引前四半期純損失()：		
米州		44,443
欧州		28,109
アジア・オセアニア		6,076
小計		78,628
日本		5,636
連結		84,264

	(単位：百万円)	
	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
長期性資産：		
米州	105,793	99,993
欧州	56,828	54,424
アジア・オセアニア	10,956	7,454
小計	173,577	161,871
日本	327,338	336,867
連結	500,915	498,738

当第1四半期において、単独で重要とみなされる外部の顧客との取引から生ずる収益はありません。

1 1 重要な後発事象：

該当事項はありません。

2 【その他】

当社は、日本国内および海外において訴訟に関係していますが、それらは当社の業務に伴う通常の一般に起こりうる訴訟であり、当社にとって重大なものではありません。当社および当社の国内外の弁護士が現時点で取得可能な情報に基づく限り、当社は、下記の点を含めて、訴訟に関する最終的な決着は、当社の事業ならびに財務状況に対し、それらを総合しても、重大な影響を与えるものではないと確信しております。

ドイツの銀行ウエストエルビー(以下「WestLB」)は、ノムラ・インターナショナル PLC(以下「NIP」)に対する損害賠償請求訴訟を英国の裁判所に2件提起しました(訴状の送達は平成18年12月および平成19年7月)。これらの請求は、平成12年6月、NIP保有のソーンUK社(以下「Thorn」)と、グラナダ・グループ保有のテレビレンタル事業部門の企業再編により新設されたボックスクレバー社(以下「BoxClever」)に関連するものです。WestLBは、上記再編に際して、ThornおよびBoxCleverに関するNIP作成の業績予想に基づきBoxCleverに買収資金を融資し、また、BoxCleverレンタル事業部門のキャッシュフローの証券化(平成14年6月)においてカナダの投資銀行と共に共同主幹事となっていました。WestLBは、平成15年9月にBoxCleverが業績悪化等により倒産したことに伴い損害を被ったのは、平成12年の企業再編および平成14年の証券化に際してのNIPの不法行為に起因するとして、NIPに対して損害賠償(約460百万ポンド)を請求していました。平成20年7月16日、訴訟は取り下げられることとなり、野村にとって不利となることがない結論で解決しました。

平成20年4月に発覚した野村証券株式会社の元社員によるインサイダー取引事件に関し、同年6月6日、野村証券は、社外の委員で構成される特別調査委員会の提言を受け、案件情報管理体制の強化、社員の採用・研修手続きの改善および充実ならびに社内の株式売買規則の徹底を含む再発防止策を決定しました。また、同年7月3日、野村証券は金融庁から金融商品取引法第51条に基づき、業務改善命令を受けました。これを受け、翌7月4日、野村証券は、業務の多様化・国際化、人材の多様化に対応した内部管理態勢の強化、法人関係情報に係る内部管理態勢の強化等を内容とする改善報告書を提出し、受理されました。

平成20年7月29日開催の取締役会において、平成20年6月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり第1四半期配当を行うことを決議いたしました。

第1四半期配当金の総額	16,233百万円
1株当たり第1四半期配当金	8円50銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月13日

野村ホールディングス株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英	公	一	印		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	村	洋	季	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻	井	雄	一	郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀	井	純	子	印	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結資本勘定変動表、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(四半期連結財務諸表注記1参照)に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月14日

【会社名】 野村ホールディングス株式会社

【英訳名】 Nomura Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長兼CEO 渡部 賢一

【最高財務責任者の役職氏名】 執行役兼CFO 仲田 正史

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社の執行役社長兼CEOである渡部賢一および執行役兼CFOである仲田正史は、当社の第105期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月14日

【会社名】 野村ホールディングス株式会社

【英訳名】 Nomura Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長兼CEO 渡部 賢一

【最高財務責任者の役職氏名】 執行役兼CFO 仲田 正史

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社の執行役社長兼CEOである渡部賢一および執行役兼CFOである仲田正史は、当社の第105期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。